

【調達仕様書】

令和 8 年度沖縄県域 GIGA スクール第 2 期
学習者用端末等の調達業務仕様書

沖縄県教育の情報化推進協議会

【調達仕様書】

目次

1	件名	1
2	背景・目的	1
3	業務概要	1
4	調達方法	1
5	調達及び業務の範囲	1
6	調達予定自治体及び調達台数	1
7	選定基準	1
8	調達物品に備えるべき要件等	2
9	学習者用端末機能要件	2
10	アプリケーションソフトウェア	3
11	搬入・設置・設定等	3
12	学校等への導入	4
13	セキュリティ	4
14	受注者の体制	4
15	納入時期	4
16	研修	4
17	その他	5
18	提出物	5

別紙1 調達市町村、調達台数、オプション等一覧

別紙2 設置個所一覧

【調達仕様書】

1 件名

令和8年度沖縄県域 GIGA スクール第2期学習者用端末等の調達業務

2 背景・目的

文部科学省、経済産業省、総務省が掲げる GIGA スクール構想の実現（以下「GIGA スクール構想」という。）による国庫補助金を活用した学習者用端末等の環境整備を目指し、沖縄県域で大規模調達を行うことにより地域格差をなくし、学習者用端末等の導入に関するコスト及び事務負担軽減や内容の充実を図る。

3 業務概要

文部科学省が示している、GIGA スクール構想の実現に向けた標準的な仕様に基づく端末、周辺機器導入に至る設置及び設定、教員及び教育の情報化を推進する教育委員会担当者等を対象とした研修など、充実した学校教育活動を円滑に行うため一括して共同調達（以下「本調達」という。）を実施する。

4 調達方法

本調達は、令和6年4月17日付け「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」に基づいた企画競争（プロポーザル）形式とし、提案を比較検討して契約候補者の決定を行う。契約候補者の決定後は、各自治体と個別に契約を行う。

5 調達及び業務の範囲

(1) 端末

契約候補者は、各自治体が指定した数量に基づいて、9「学習者用端末機能要件」を満たし、品質・耐久性にも留意した情報端末を導入すること。なお、学習者用端末については、60 か月の利用を想定している。

(2) 業務の範囲

国の「公立学校情報機器整備費補助金」（以下「補助金」という。）を活用した調達であることを踏まえ、その補助金の趣旨を十分に考慮し、情報端末及び周辺機器、10 で示すアプリケーション、クラウドをベースとした教育活動を行うためのコンテンツ等を提案すること。

(3) その他

本調達は、補助金の交付を前提とした準備手続きであり、補助金の交付決定及び(補正)予算成立後に効力を生ずる事業であるので、補助金の交付がなされない場合又は各自治体の議会において(補正)予算が否決された場合等、本調達内容が遂行できないやむを得ない事情が生じた場合は、契約時期の変更又は契約が締結できないことがある。

6 調達予定自治体及び調達台数

別紙1及び別紙2に示すとおり。

なお、本共同調達における調達台数は現時点の予定数量である。企画提案見積価格、市町村の予算成立状況や令和8年度の児童生徒数に応じて、調達台数は増減する場合があります。最終の調達台数は各参加市町村と選定事業者が協議の上確定する。

【調達仕様書】

7 選定基準

「令和 8 年度沖縄県域 GIGA スクール第 2 期学習者用端末等の調達業務企画提案応募要領」に示すとおり。

8 調達物品に備えるべき要件等

(1) 基本要件

学習者用端末は、各教育委員会が示した数量とする。なお、手配、導入から運用、保守、その他のサービスについては、補助金を適切に活用できるよう内容を考慮すること。（中古品等不可）

(2) 学習者用端末価格

原則、補助上限の 56,100 円（税込）以内（別紙 1 のオプションを除くすべての費用を含む。）とする。

なお、昨今の半導体部材（メモリ等）の市況変動により上限額範囲内が困難な場合は、上限額を超える提案であっても審査対象とするが、評価に関わる事項として留意すること。

(3) 希望するオプション等

各自治体が希望するオプションは別紙 1 に示すとおり。単価を示しオプションとして提案すること。（オプションの契約は各自治体の判断によるものとする）。

(4) 学習者用端末予定導入台数

別紙 1 に示すとおり。

(5) その他

別に指定がない限り、学習者用端末は同一機種とすること。

9 学習者用端末機能要件

OS	ChromeOS
CPU	Intel Celeron Processor N4500 と同等以上 ※Intel 社製に限定するものではない。
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4 GB 以上
画面	10～14 インチ、タッチパネル
キーボード	日本語キーボード
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上
周辺機器	ハードウェアキーボード及び以下のいずれかのタッチペンが付属すること ※本体内蔵ペン、USI ペン（充電式対応） ※本体内蔵ペンと USI ペン、いずれも使用可能な端末は、市町村毎にペンを選択できるよう提案を行うこと ※パームリジェクション機能を有すること（端末本体にその機能がある場合も可とする）
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ（オートフォーカス機能を有していること）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること
外部接続端子	USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを 1 つ以上有していること
バッテリー稼働時間	『Google Chrome OS Power LoadTest』で 10 時間以上の稼働時間
重さ	1.5kg 程度を超えないこと（本体、バッテリー、ハードウェアキーボード込み）

【調達仕様書】

堅牢性	MIL-STD-810H に準拠していること
端末管理機能	Google for Education GIGA License を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時の制御設定
自動更新ポリシー	OS の自動更新期限ポリシーは 2033 年 6 月より長い期間であること。
保証	メーカー保証 1 年を有していること。1 年間は納入業者によるメーカー保証に係る対応をすること。
その他	<p>1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること</p> <p>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能</p> <p>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） <p>2 OS メーカー（端末の OS と異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</p>

10 アプリケーションソフトウェア

- (1) 原則として GIGA スクール第 1 期で導入している学習系アカウント（Google アカウント）が利用できること。
- (2) 導入するツール、サービス、コンテンツ等は、クラウド利用を前提としたもので、学習者用端末の機種には関係なく、主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践が、円滑に行える性能及び機能を有するものであること。
- (3) 児童生徒及び教職員が安心安全に利用できる機能を有すること。
- (4) 原則として契約日より 60 か月間追加費用なく利用できるものとし、利用に年限等がある場合は、例外として追加費用なく利用できる期間を示すこと。
- (5) 利用できる各製品のオンラインマニュアル等を用意又は紹介すること。

11 搬入・設置、設定等

(1) 全般

- ア 自治体が希望する場合、児童生徒が共同利用することを前提とし、学校ネットワーク及び各家庭での利用にも対応できる設定にすること。
- イ 自治体が希望する場合、アプリケーションソフトウェア等については、特別な設定をすることなく利用できる状態で納品すること。

(2) 搬入・設置

- ア 調達物品の搬入先は、別紙 2 設置箇所一覧に示すとおり。
- イ 各自治体が不要とした段ボールや梱包材は受注者で回収すること。各自治体が希望する回収の時期等については別紙 1 のとおり。
- ウ 電源及び設置場所は、学校又は管轄の教育委員会で用意する。

(3) 設定

- ア 調達物品は、管轄の教育委員会が指定する様式で指定する箇所へ管理用のラベルを貼付するこ

【調達仕様書】

と。(1箇所)

※その他のラベル（追加箇所、ペン、電源ケーブル等）貼付は別紙1のとおり。

イ 初期不良があった場合は、納品した同一機種にて速やかに交換等を行うこと。

ウ 授業で使える設定にしていること。（企業登録用のアカウントにより、同一自治体内の学習用端末と同様の設定を実施すること。）

エ ゼロタッチ登録を活用すること。

12 学校等への導入

(1) 進捗報告

導入に際しては、学校の授業や業務に支障がないよう配慮し、各学校及び管轄の教育委員会に定期的な進捗報告を行うこと。導入前に各教育委員会に対して、導入体制及びスケジュールを提示し、十分に協議を行いながら円滑な導入を実施すること。

(2) 配慮事項

学校の設備に損傷を与えないよう十分な配慮を行い、必要に応じて養生を行うこと。また、突発的なトラブルがあった場合は、速やかに管轄の教育委員会に連絡し、指示を受けること。

13 セキュリティ

(1) 学校及び教育委員会による個人情報の取扱いには細心の注意を払うこととし、各自治体の「個人情報の保護に関する法律施行条例」をはじめとする関係法令を遵守できるよう支援すること。

(2) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報については、第三者への漏洩、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

(3) 各自治体における資料要求に対して、適切な資料を提供すること。

(4) 受注者から受注者以外の業者へ業務を再委託する際には、事前に関係する教育委員会に報告すること。

(5) 再委託先の情報管理責任は、受注者が負うこと。

(6) クラウドに保存された情報に対しては、改ざん、漏洩、不正アクセス等を抑止する仕組みを有すること。

14 受注者の体制

(1) 円滑な導入を行うための体制（共同企業体も可）を整え、再委託の有無に関わらず、関係する全ての体制について体制図を提出すること。

(2) 迅速な対応を行うために、事業者（共同企業体の場合は少なくとも1社以上）の本支店又は営業所が、沖縄県に1か所以上あること。

15 納入時期

希望する納入時期は別紙1に示すとおり。調達物品の納入時期は各自治体と協議の上で対応すること。

【調達仕様書】

16 研修

端末導入時には Google サポートパックが適用されるので、独自の研修を積算に含めないこと。

17 その他

- (1) 契約事務等に必要となる全ての費用は、本調達の費用に含まれるものとする。次年度以降に、必要となる経費が想定される場合があれば明示すること。
- (2) 県内自治体教育委員会から、今後も継続的に利用したいと希望があがっているアプリケーションソフトについては、クラウド利用ができるコンテンツに限り、利用できるようにすること。
- (3) 端末の引き取りを希望する自治体から、引き取った端末を廃棄または再利用する場合、以下の文部科学省初等中等教育局の事務連絡を遵守すること。

- ・令和 5 年 10 月 26 日付事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」
- ・令和 7 年 7 月 3 日付事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分等について」

公立学校情報機器整備事業は、端末整備を事業目的としており、（現在使用している）端末の処分については、本事業の対象ではないため、必ずしも端末整備と同じ年度内に行う必要はありません。端末処分の時期等は、各自治体と協議のうえ、適切に進めてください。（令和 7 年 11 月 7 日付 文部科学省 公立学校情報機器整備事業 Q & A 9.5 参考）

18 提出物

- (1) 管理番号
- (2) シリアル番号
- (3) MAC アドレス一覧
- (4) 設置場所（電源保管庫に設置する場合）
- (5) 設置した端末の写真（電源保管庫に設置する場合）
- (6) その他必要書類